

基準 2. 教育研究組織（学部、学科、大学院等の教育システム等）

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1の視点》

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適当な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1の事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適当な規模、構成を有しているか。

本学は学校法人柴田学園の傘下であり、図 2-1 に示されるように、家政学部家政学科及び児童学科の 1 学部 2 学科の単科大学であり、付属組織として附属図書館がある。家政学部（収容定員 400 人）は、家政学科定員 40 人（収容定員 160 人）、児童学科定員 60 人（収容定員 240 人）を設置している。平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の在籍学生数及び専任教員数は、表 2-1-1 のようになっている。

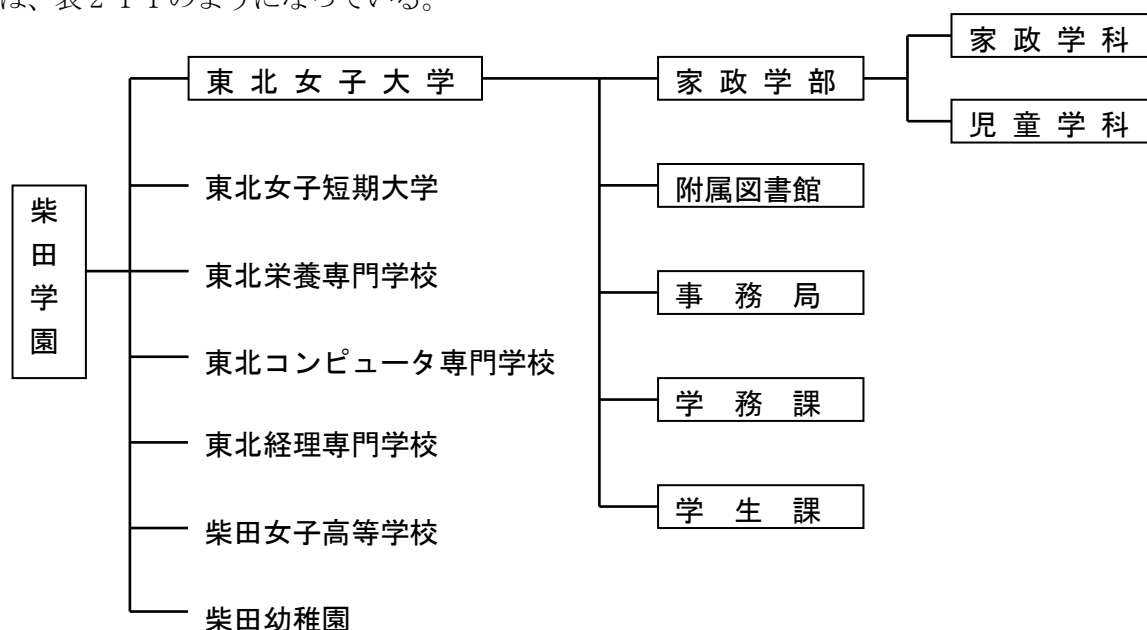


図 2-1 法人・大学組織図

家政学科では、中学校教諭一種免許状（家庭）および高等学校教諭一種免許状（家庭・情報）・栄養教諭二種免許状が、児童学科では小学校教諭一種免許状ならびに幼稚園教諭一種免許状が取得できる（学則第 11 条）。さらに、家政学科は厚生労働省より栄養士養成施設の認可を（養成定員 40 人）受けており、栄養士の資格が取得できる（学則第 11 条）。児童学科

は平成 20(2008)年 3 月に平成 20(2008)年度からの保育士養成施設（養成定員 60 人）としての認可を受け、保育士資格が取得できる（学則第 11 条）。

また学部・学科における専任教員数は、収容定員数によって定められている大学設置基準上の必要専任教員数より上回っている。

表 2-1-1 教育研究組織の規模と構成（平成 22 年 5 月 1 日現在）

	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数	専任教員数	大学設置基準上必要専任教員数	
						各学科	学部全体
家政学部	家政学科	40	160	162	19	6	7
	児童学科	60	240	216	20	6	

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

家政学部家政学科及び児童学科の 1 学部 2 学科の構成で、各学科の教育研究に関する専門事項を審議し教授会に提案するために、家政学科には家政学科会議、児童学科には児童学科会議が設置されている。各学科会議は、各学科の教授・准教授・専任講師・助教で構成されている。さらに教授会のもとには、学部全体の教育研究に関する専門事項を審議するために、図 2-2 に示すように、家政・児童両学科所属教員によって組織される学務委員会をはじめ各種委員会が設置されている。これらの組織が各々の専門に関する事項の原案を作成、審議、教授会に提案し、教授会において意思決定がなされる。大学の使命と目的達成のため、両学科ともそれぞれ連携しながら学生の教育にあたっている。教育研究支援組織として、図書館、事務局、学務課、学生課がある。これらの組織は、学部の教育・研究の支援にも当たっている。

（2）2-1の自己評価

教育研究上の目的を達成するための組織の規模と構成は適切である。これらの組織間の関連性に関しては、学部が 1 学部 2 学科であり、各種委員会委員は両学科所属教員によって構成されているため、両学科間の連携はよく保たれ、適切な運営と意思疎通が図られており、学生の教育は適切になされている。

（3）2-1の改善・向上計画（将来計画）

大学の使命と目的達成のために、組織の見直しを図り、それぞれの学科の特徴や学科の機能をさらに十分に発揮させることができるよう、組織の改革を行うことにした。平成 21(2009)年 10 月に、平成 3(1991)年以来入学生がなく、存在意義が失われた家政学専攻科ならびに児童学専攻科を廃止し、その代替措置として、4 年制大学に相応しい栄養士課程の再編や 6 年制教員養成への動きに対応する修士大学院設置の検討に入ることにした。また、発足以来実体がなかった家政学研究所を廃止し、新たに、家政学に関連する様々な分野における地域資源の有効活用を図るための施設として地域資源活用研究センター(仮称)を、平成 21(2009)年 10 月の定例教授会で設立することとした。

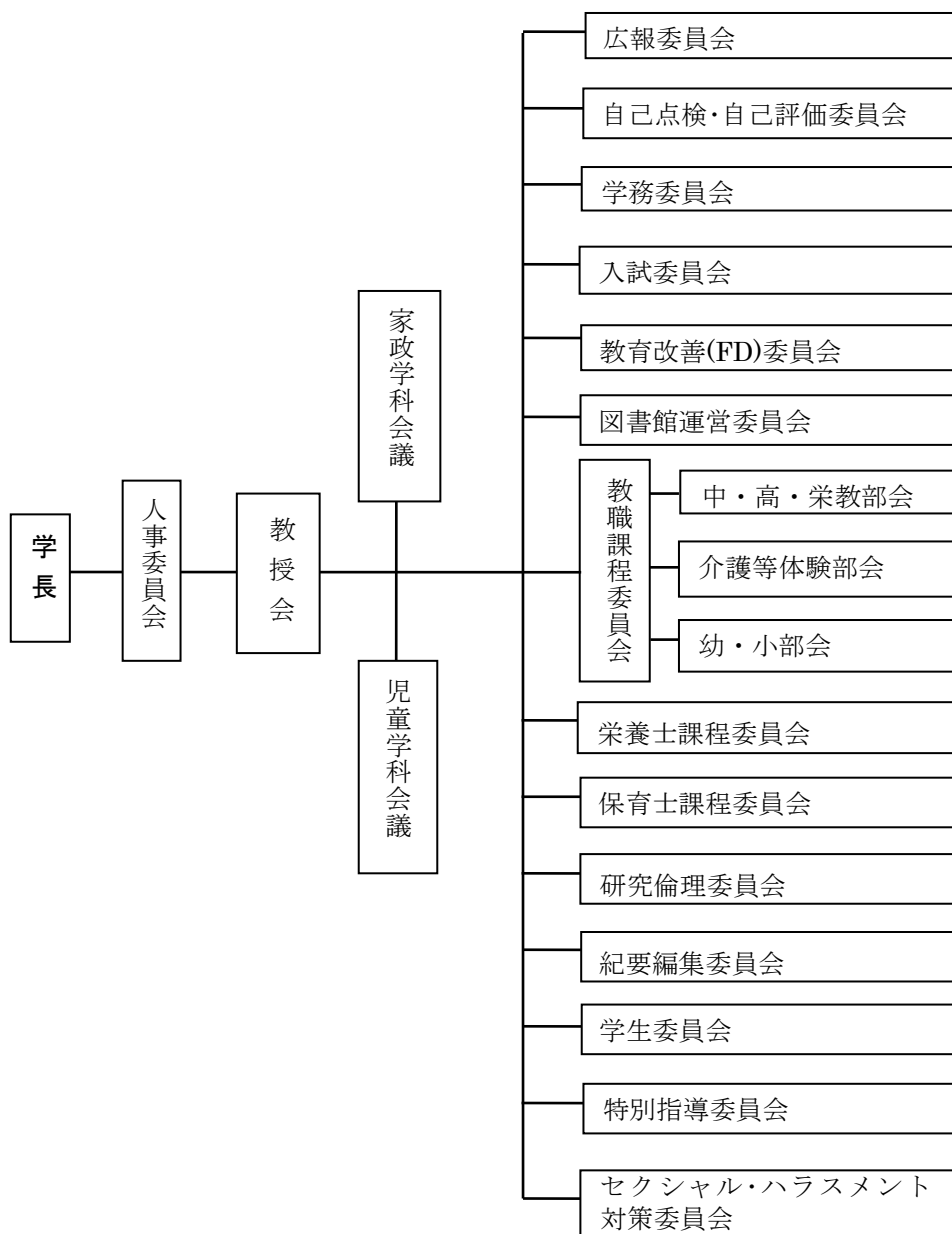


図 2-2 各種組織体の構成

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2の視点》

- 2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。
- 2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2の事実の説明 (現状)

- 2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学では、開学以来人間性の涵養のために教養教育として一般教育科目を重視してきた。平成 3(1991)年の大学設置基準大綱化の後も、一般教育科目の部門には学科とは別に教養教育の専門教員を配置した。旧カリキュラムでは教養教育である一般教育科目として、家政学科・児童学科ともに人文分野、社会分野、自然分野、外国語科目、保健体育科目の全領域に渡って 32 単位を卒業要件単位としていた。平成 20(2008)年度入学生からは、学生が幅広く教養を身に付けるとともに基礎力の充実を目的として、表 2-2-1 に示すような従来の一般教育科目を「共通教養科目」として人文・社会分野、自然分野、基礎技術の 3 分野構成とする新カリキュラムを導入した。この新カリキュラムではスリム化や選択の多様性を図った結果、家政学科・児童学科ともに共通教養科目（人文・社会分野、自然分野、基礎技術分野）、外国語科目及び保健体育科目の全領域に渡って 28 単位を卒業要件単位とした。特に旧カリキュラム及び新カリキュラムにおいても、人間として生きて行くために最も重要な「倫理学」を必修科目として課している。

表 2-2-1 教養科目の新・旧カリキュラム

旧カリキュラム			新カリキュラム		
授業科目	単位数		授業科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
一般教育科目	14 (10)	8 (12)	共通教養科目	8 (6)	12 (14)
人文分野	5 (5)		人文・社会分野	2 (2)	
社会分野	4 (4)		※自然分野	2 (0)	
※自然分野	5 (1)		基礎技術分野	4 (4)	—
外国語科目	8 (8)	—	外国語科目	0 (2)	6 (4)
保健体育科目	2 (2)	—	保健体育科目	2 (2)	—
計	24 (20)	8 (12)	計	10 (10)	18 (18)
卒業要件単位数	32 (32)		卒業要件単位数	28 (28)	

※自然分野は家政学科のみ化学必修。()は児童学科の単位数。

2-2-2 ② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

教養教育のための特定の組織はないが、各学科に教養教育（旧カリキュラムの一般教育科目、新カリキュラムの共通教養科目）を担当する教員を配置しており、学務委員会で全体の調整を図っている。

(2) 2-2の自己評価

本学においては、旧カリキュラムでは一般教育科目として、また新カリキュラムでは共通教養科目として、開学以来人間性の涵養のために教養教育を一貫して重視してきた。また、人間形成をはかる教養教育が適切に行われるための組織上の措置がとられている。入学 1 年次においては、2 年次以降の専門科目のための基礎教育も含まれるが、教養教育に重点をおくカリキュラム構成となっている。新カリキュラムでは、学生の将来の希望に応じて共通教養科目を選択できるように、選択制の度合いを高くしたが、学生の科目選択に

偏りが見られる。特に免許取得における基礎科目にもなっている自然分野において、その傾向が強い。

(3) 2-2の改善・向上計画(将来計画)

共通教養科目の新カリキュラム導入による学習効果について検証する。共通教養科目の選択に幅を持たせたため、科目の選択に偏りが生じる心配があるので、共通教養科目の履修に関して、学生に対する履修指導を強化しなければならない。

また、現在共通教養科目は、4年次で開講される「自然科学概論」を除いては、2年次までにすべて開講されているが、開講科目の教育内容によっては高学年にも一部を開講する、いわゆる「楔形カリキュラム」の導入を検討している。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的および学習者の要求に対応できるように整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

- 2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。**
- 2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように十分に機能しているか。**

(1) 2-3の事実の説明(現状)

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

研究教育に関わる学内の組織は前掲の図2-2に示すようになっている。教授会・各種委員会・各事務組織との密接な連携により運営されている。平成20(2008)年度から学内委員会の再編見直しを行った。

家政学科、児童学科の基本的意思決定組織として、家政学科会議及び児童学科会議が設けられており、同会議が当該学科の教育研究の基本方向と主要課題の提起及び検討を行っている。各学科会議で意見等が集約され、結論が得られた場合は、学務委員会の議を経て、教授会の審議に付され、実際の教育研究活動として展開されることになる。また、学務分掌上の各委員会から当該分掌分野の教育研究活動に関わる事項が提起され、学部内の調整を要するような場合は、学務委員会の議を経て教授会の審議に付される。特に重要な事項等については、学長を中心とした各学科長・学務課長・学生課長による科課長会議で再度検討を加えて教授会に提案している。

教授会は、最高議決機関であり、教授・准教授・講師・助教により構成され、議長は学長である。また、事務局の職員も陪席する。8月を除く毎月1回定例会議が開催され、また必要に応じて臨時の会議が開催される。教授会は学則39条により次の項目について審議することが定められている。

1. 教授、准教授、助教、助手、講師、副手の昇任および進退に関する事項
2. 研究および教授に関する事項
3. 学則および教育課程に関する事項

4. 学生の入学、編入学、転入学、休学、退学、復学、転学科、転学、卒業、除籍に関する事項
5. 学生の学業成績に関する事項
6. 学生の生活指導および賞罰に関する事項
7. その他学長が特に必要と認めた事項

教授会の下には、以下の各種委員会が置かれている。これらの委員会は随時開催される。学則に記載されている事項以外の教授会の運営については、教授会運営規程に基づいて行われている。

(1) 自己点検・自己評価委員会

自己点検・評価委員会は、平成 15(2003)年から義務付けられた外部評価機関における大学評価に対応するために平成 18(2006)年度に設置された。学長を委員長として、学務委員会委員および事務長より構成されている。外部評価に対応するための自己点検・自己評価業務を行い、自己点検・評価報告書を作成する。平成 20(2008)年に第 1 回目の自己点検・評価報告書を作成した。

(2) 入試委員会

入試委員会は、入学試験における入学者の合否判定を行なう委員会である。学長を委員長として、家政・児童学科長、学務・学生課長そして試験の出題委員から構成されている。

(3) 学務委員会

学務委員会は、学則ならびに教育課程、学生の入学・休学・退学等の学籍移動に関する事項、ならびに学生の学業成績に関する事項を審議し、教授会での議決を経て、その実施にあたる。本委員会は、家政・児童学科長、学務・学生課長、ならびに教授会から選出された委員から構成されており、学務課から職員も陪席する。

(4) 教育改善 (FD : Faculty Development) 委員会

本学の教育活動の改善を図るために設けられた。平成 19(2007)年度に学生による授業評価を行い、平成 21(2009)年度は、学生による授業評価ならびに教員による授業参観などを実施した。

(5) 学生委員会

学生委員会は、学生生活支援に関する事項を円滑に実施するために設置されている。特に、学生生活指導・就職対策指導・保健指導を 3 つの柱とし、学生課との連携のもとに学生のサービスやサポートの充実に努めている。また保健指導においては、学生の健康管理に関与し、保健室専従の職員が学生課と連携して、年度始めの健康診断の他、学生の日常の健康管理に携わっている。

(6) 図書館運営委員会

図書館運営委員会は、「図書館運営規則」第 3 条に基づいて設置されている。図書館の整備、図書購入・廃棄など図書館運営について協議する。

(7) 栄養士課程委員会

従来の栄養士実習委員会を改組、名称を変更し、家政学科の栄養士養成課程の学外実習の計画・立案・実施だけでなく、栄養士養成の教育課程の編成などを含む栄養士養成教育全般にわたって審議する委員会とした。

(8) 教職課程委員会

従来の教育実習委員会は、主に家政・児童学科におかれている教員養成課程の教育実習において、実習先の学校ならびに施設との対応、学生の指導を中心に業務を行ってきたが、改組後は、教育実習を含む教員養成課程のカリキュラムの編成を含む教育全体の問題を扱うこととした。委員会内部には、中・高・栄教部会、介護等体験部会、幼・小部会を置きそれぞれの業務を行うこととした。

(9) 保育士課程委員会

児童学科に設置されている保育士養成課程に関する教育課程の編成、履修学生に対する学習指導ならびに保育実習の計画・実施など、保育士養成に関わる事項について審議検討・実施することとなっている。

(10) 研究倫理委員会

東北女子大学研究倫理規定に基づき、教員が行う研究について、社会的・倫理的妥当性を審査するための委員会である。教員から提出された研究申請書について、本学の研究倫理規定に適合するかどうかを審査し、審査結果を学長に答申する。

(11) 紀要編集委員会

紀要編集委員会は、年一回の学内での教員の研究成果の公表の媒体となっている「東北女子大学・東北女子短期大学紀要」の発行に関わる委員会であり、紀要原稿の募集、編集を担当している。

(12) 広報委員会

平成 18(2006)年度から設置されたホームページ委員会を改組、広報委員会とした。広報活動の一環として、大学案内パンフレットの企画・編集とホームページの企画・運営・管理の拡充を図っている。

(13) 特別指導委員会

特別指導委員会は、教員採用試験あるいは管理栄養士国家試験に対する学生支援のための委員会である。年間を通じて、教員採用試験のための特別指導講座の開設、また管理栄養士国家試験対策講座を企画・実施する。また、学生に基礎的学力の向上のため、漢字実力検定試験、運針検定試験などを実施している。

(14) セクシュアル・ハラスメント対策委員会

学生が遭遇するセクシュアル・ハラスメントに対応するために設置されている。セクシュアル・ハラスメント防止のための啓蒙活動とともに、学生からの相談窓口を設け、担当教員が対応する体制をとっている。本年（平成 21(2009)年 12 月）には、セクシュアル・ハラスメントに対する学生の意識調査を行った。

これらの各種委員会には、助教以上の全教員が所属しており、関係する事務部門の職員も委員会に関わっている。各委員会からの方針は最終的に教授会で審議後決定され、執行される。

家政学科・児童学科では、必要に応じて随時、学科会議が開催される。ここでは主として学科所属学生の教育・研究指導に関わる事項についての検討審議が行われ、その結果は学務委員会あるいは教授会に報告され、審議される。

以上のように、学科会議、各種委員会、学務委員会、科課長会議という段階的、複眼的な検討行為を経ながら、教授会において最終的意思決定が行われている。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

本学では開学以来、家政学科・児童学科とも、助言教員制が設けられている。この助言教員は、学生の相談相手となり、大学教育に関する問題及び個人生活に関する問題について、適切な助言と指導を与えている。1・2 年次の学生に対しては、クラス主任が、3・4 年次の学生に対しては、クラス主任および卒業研究指導教員が助言・指導にあたっている。助言教員制とは別に、学生課が窓口になっている学生相談も利用できる。特に臨床心理士の資格を持った教員のカウンセリングも受けられ、学生のプライバシーや秘密は確実に守られている。さらに学生課では「学友会」活動の支援や指導を通して、学生の要求も汲み上げている。また平成 19(2007)年度には学生委員会が、全学生を対象とした「学生生活に関する実態調査」を実施しており、その報告書は学生の生活実態を知る重要な手掛かりとなっている。このように指導・助言の対応はきめ細やかにかつ広く、そして学生の要求の汲み上げにも対応している。

平成 21(2009)年度からは、オフィス・アワーを全学的に設定した。最低でも週 1 回程度のオフィス・アワーを設定し、学生にも周知して実施している。特に教育改善 (FD) 委員会を設置し、学生による授業評価を行うとともに、授業参観を実施してしている。また、学生の講義への出席管理を重視し、学生の欠席がすぐに把握できるようになっている。教員・学務課・所属クラス主任との間の連携がとれ、学生指導、退学や休学につながる長期の欠席などの防止に効果を挙げている。

(2) 2-3の自己評価

本学は、小規模な大学であるため、教員間の意思疎通が比較的し易いこともあり、委員会の規程が未整備であったが、平成 20(2008)年度以降、各委員会規程等の整備に取り組んだ結果、全委員会についての規程が整った。

各教育研究組織は、適正な規模で構成され運営されている。年度始めに決定される学務

分掌により、全教員が各委員会の構成員となり、業務を行い学生の教育指導に当たっている点は評価できる。委員会の数が多いため、一人の教員が同時に多くの業務を兼ねており、一人の教員の負担が大きくなっている現状もある。

家政学科会議及び児童学科会議は、必要に応じて随時開催されているが、学科としての意見の集約については必ずしも十分とはいえない。しかし、各学科会議、各種委員会、学務委員会、科課長会議が設置されて、教育研究に関わる事項の情報交換、検討、審議活動を行っており、その際、当然、大学の使命・目的及び学習者の要求等に対応する視点を重視している点で、十分機能していると判断している。

(3) 2-3の改善・向上計画(将来計画)

本学が小規模で、情報交換や意思の疎通等に小回りがきくことに起因すると考えられるが、教育研究に関する意思決定機関としての学科会議や各委員会の多くが慣習法によって組織運営が行われている点を改善していく必要がある。

教授会の下にある各委員会の機能の更なる見直しが必要となっている。またそれぞれの学科の特徴や学科の機能を十分に発揮させることができるよう、組織の改革を行う。

[基準2の自己評価]

本学の教育研究の基本的組織は、大学の使命・目的を達成するための組織として、大学設置基準等に適合するものとして構成され、かつ各組織相互の適切な関連性が保たれているといえる。このことは、教養教育と人間育成を重視する本学の教育方針と同時に専門科目のための基礎教育及び専門教育の関連性、並びに専門教育の充実を考慮したカリキュラム展開ができるような組織上の措置がとられていることから判断されることであり評価できる。また、教育方針等を形成する組織と意思決定過程等についても基本的組織の設置と体系が整えられて、支障なく機能していると評価できる。

今後、本学の教育研究組織を充実させ、6年制教員養成方式案及び管理栄養士養成への転換を図ることを視野に入れれば、その規模等において、さらにゆとりある構成が必要となる。

[基準2の改善・向上計画(将来計画)]

教育研究組織が適切な規模を維持し、近い将来においてより高度で充実した教育研究活動を実現していくための基本構想及び年次計画案を立てるため、将来計画委員会を設置することにしている。また前掲の図2-2の各組織間の連携をより一層強固なものとし、特に家政学科会議と児童学科会議の充実を図り、両会議が教授会や学務委員会へ明確な教育研究や教育課程などの指針を提案できる、より実効性のある教育研究組織体としていく。